

中販連だより

2017
Vol.50



中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

平成29年度基本方針 (平成29年4月6日、当連合会第12回臨時総会)

平成29年度は欧米先進国における自国第一主義の台頭、更には中近東における民族間対立及び北朝鮮における恐怖政治等、世界の政治経済情勢を混沌とさせている。

通商問題においては米国のトランプ新政権が多国間貿易交渉から2国間交渉への移行及び貿易不均衡の是正策としての為替政策の見直し等に言及していることから、対米貿易が黒字の我が国に対しては輸出の制約を目論む為替政策及び農畜産物の更なる門戸開放の要求が懸念される。

我が国経済はGDP（国内総生産）において平成28年度は低位ながらもプラス成長下で推移しているが、その背景としては原油安及び円高によるエネルギーコストの削減が主たる要因であり個人消費は節約志向からの脱却に至らず停滞基調にある。

このような国内情勢に加え産油国における生産調整及び日米貿易摩擦の発生への懸念を始めとする混沌とした世界情勢を踏まえた場合、29年度の我が国政治経済も不透明な情勢下での運営を余儀なくされる状況にある。

アベノミクスで政策課題に掲げた規制改革は60年振りの農協法の改正に留まらず改革の手は生乳流通体制にも及ぶこととなり、昭和41年度から50年間に亘り施行された加工原料乳生産者補給金暫定措置法（現行不足払い法）を畜産経営安定法（畜安法）の中に位置づけた新たな改正法案（以下、「新法」）が29年6月18日までを会期とする第193通常国会内で決議され、30年4月1日から施行される段取りとなっている。

新法の制定により補給金制度は暫定から恒久的な位置付けに移行することとなる。

法改正で焦点となった指定団体の位置付けとしては集送乳調整金の交付要件を満たす組織を国が指定することとなり、現行不足払い法における指定団体はこれに相当するものであり従来どおり需給調整及び乳価交渉等の機能発揮も可能となった。

他方、補給金の交付については規制改革会議の提言が反映され、指定団体傘下以外の酪農家であっても年間を通じた生乳販売計画を国が認めた場合には補給金が交付されるが、反面、需給調整に係る国の関与が強化されることになった。

また、現行の指定団体制度に照らして最も懸念される「部分委託」については「いいとこ取り」を防止する仕組みとして指定団体が拒否できる事例がスキーム（枠組み）として整理されたが、施行に向けては法規定でなく省令等で具体化されることになった。

今後、新法の運用に係る具体的な事項は施行期日（平成30年4月1日）までの29年度内に規約・規程の制定及び指導通知等を通じて明確化されることとなる。

このため、29年度は各指定団体にとって最後の業務運営の年となるが、その一方で、新法下における指定団体機能の円滑な発揮が可能となるよう組織力の維持・整備が不可避となる。

平成29年度の加工原料乳補給金制度は現行不足払い法の下で運営されるが、27年10月のTPP交渉の大筋合意に伴い国内対策として政府が決定した「総合的なTPP関連政策大綱」における①生クリーム等の液状乳製品を補給金対象に追加②補給金単価の一本化（加工原料乳・チーズ・生クリーム）等の措置が省令改正により実行に移されることとなる。このため、補給金の交付事務において円滑な処理が求められることとなる。

因みに、29年度の補給金単価は10.56円/kg、交付対象数量は350万トンに決定されている。

このような酪農情勢を踏まえ、当連合会は平成29年度において以下の事項を重点に事業展開に取り組むものとする。

【重点取組事項】

- ①生乳販売における自由度の拡大等を巡る誤報や流言の流布等により酪農現場に混乱を生じさせないよう広報体制を強化し正しい情報の伝達に努める。
- ②農水省生産局長通知「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について（平成27年10月16日付け、27生畜第1115号）」に基づき当連合会が作成した指定団体業務推進計画における平成29年度分の着実な進捗を達成する。
- ③当連合会は新法下における指定団体として指定を受け、引き続き生乳共販体制の拡充強化に努める。
- ④生乳取引のあり方等検討会（農水省生産局長の諮問機関）が平成27年10月16日付でとりまとめた「今後の生乳取引のあり方について」の内容を踏まえ、30年度乳価交渉について今年12月末までの決着に努める。乳価交渉の円滑化に資するため、交渉の素材となるデータの整備・提供を通じて乳業者との相互理解の促進を図る。また、乳価値上げ時における社会的な理解促進が必要とされる場合には酪農理解醸成活動に取り組む。
- ⑤平成29年度の生乳生産は第2次HOSTY生乳生産基盤復元計画（平成27～29年度）において設定した目標数量27万トンの達成に向け酪農生産基盤の整備に取り組む。また、29年度内に第3次計画を作成する。
- ⑥会員組織間の事業・機能の提携及び共同化等による生産コストの低減を模索並びに人的交流の促進に努める。



生乳受託販売委員会開催報告

平成29年4月5日(水)山口県山口市湯田温泉「ユウベルホテル松政」にて本年度第1回の生乳受託販売委員会を開催しましたので、協議内容等についてご報告いたします。

協議事項

- 第1号議案 平成29年度生乳需給安定化対策（生乳計画生産対策）について
- 第2号議案 平成29年度乳価情勢について
- 第3号議案 平成29年度経費賦課金について
- 第4号議案 業務推進計画に係る合理化の推進について
- 第5号議案 平成29年度生産基盤維持拡大対策事業について
- 第6号議案 平成28年度災害補てんと平成29年度自然災害時乳代見舞金単価について

(1)平成29年度生乳需給安定化対策（生乳計画生産対策）について

平成29年度以降の「計画生産対策」については「生乳需給安定化対策」という名称に変更となり、今後は生産者の営農計画による生乳出荷計画数量の積上げによる数量枠管理となっていくことを説明。今年度は中央でも中期計画生産対策の最終年にあたり需給逼迫状況を背景として販売基準数量は前年比100%の数量割り当てがあるが、超過・未達ペナルティーと期中の指定団体間調整が休止され実質的には数量管理の概念が無くなることとなる。

会員からの平成29年度生産見込み数量は実勢を大きく上回る数値であったことから、今年度は会員からの生産見込み数量を生乳計画生産目標数量枠として採用せず、中央から示された数量予定枠275,315tに選択的拡大生産数量（チーズ取引分）400tを加えた275,715t（前年実績見込み対比100.2%）を会員の生産量構成比により配分することについて説明し了承された。委員からの意見は特に無し。（詳細は別ページにて）

(2)平成29年度乳価情勢について

昨年11月11日に開催した生乳受託販売委員会では①有利販売を通じたプール乳価水準の上昇が可能となるよう用途別（飲用牛乳・発酵乳・生クリーム等）取引内容を整理する。②飲用牛乳向けについては生乳生産費調査等からも値上

げ要素が無い中では据え置きを視野に置きつつ全国情勢を踏まえて交渉する。③前記①、②の範囲における交渉権限について理事会に一任する。旨を決定しており、その後の交渉経過・結果等の取りまとめを報告した。

交渉経過等について、大手乳業との交渉においては醸酵乳取引部分の値上げを粘り強く行つたが、酪農経営環境の好転を背景に用途の大勢を成す飲用牛乳向けの範疇に置かれ据置の主張に終始。このため交渉は他指定団体よりも長引いた。交渉に進展が見えない中での全国的な妥結ムードの広がりを踏まえ①発酵乳用途は次年度においても交渉の対象に置く。②酪農情勢が悪化した場合の期中交渉への応諾等を確認し当ブロックも据え置き止む無しとの判断に至った。他方、生乳取引数量については、大幅な減産予測下で管内中小乳業農協プラントへの需給調整が不可避なことから大手乳業に対して、取引数量削減の交渉となつたが難産の末合意に至った。

以上の交渉経過に加え、平成29年度以降のプール乳価見通しについては、北海道の交渉で1円値上げとなつた加工向けと生クリームの発生する中小乳業との用途別取引内容の見直しによって0.07円/kg程度の乳価上昇見込みとなり、更に生クリーム向け取引の補給金交付対象の拡大によって0.13円/kg程度の受取額の上昇が見込まれることを報告し協議の結果了承された。委員からの意見並びに回答は以下のとおり。

【意見等】 値上げ要素が無い中で乳価交渉方針としての醸酵乳取引部分の値上げもうまく行かず言いようがない。酪農家は乳代だけで経営を作り立たせるべきで更に乳価の値上げは

必要である。

【回答】 平成29年度中も手取り乳価の上昇が得られるよう有利販売に努め、平成30年度の乳価交渉について検討していく。

◆平成28年度（4～2月）取引実績から推察する平成29年度受取り乳価見込み

【実績】

H28.4～2	乳量(t)	平均単価(円)	構成
飲用	164,995	115.02	65.5%
学乳	19,987	128.30	7.9%
醸酵乳	50,614	98.89	20.1%
生クリーム	9,197	95.66	3.7%
チーズ	379	71.92	0.2%
加工	6,715	74.51	2.7%
需要対策費		-0.17	
プール乳価	251,887	110.81	
補給金		0.36	
計		111.17	

※成分加算金、消費税除く

【見込み】

H29.4～2	乳量(t)	平均単価(円)	構成
飲用	160,206	114.87	64.9%
学乳	19,987	128.30	8.1%
醸酵乳	54,197	99.45	22.0%
生クリーム	5,372	95.12	2.2%
チーズ	379	71.92	0.2%
加工	6,705	75.47	2.7%
需要対策費		-0.12	乳価増減
プール乳価	246,846	110.88	0.07
補給金		0.49	0.13
計		111.37	0.20

生産見込み前年度比98.0%

(3)平成29年度経費賦課金について

平成29年度の経費賦課金については、加工原料乳生産者経営安定対策拠出金の対象が生クリーム取引分の加算により全生乳換算で0.003円/kg上昇すること以外は前年同様の単価とすることで了承された。委員からの意見並びに回答は以下のとおり。（詳細は別ページにて）

【意見等】 経営安定対策の拠出金は廃業者に返るのか？

【回答】 返している。

【意見等】 中央で集めている消費拡大関係の拠出について、アウトサイダーの負担はどうなっているのか？払っていないとすれば、公益的負担を免れているのはおかしいと思うが？

【回答】 アウトサイダーは負担していない。中央段階での検討となるが、アウトサイダーをインサイダーとするような体制作りも必要と考える。

【意見】 中央のBSE対策互助基金ではボツリヌス・サルモネラといった病気への対応はあるのか？

【回答】 被害補償の対象を生乳にしているので家畜疾病への措置はない。

(4)業務推進計画に係る合理化の推進について

昨年、農林水産省に提出した業務推進計画（平成32年度達成目標）の取り組み事項に会員間における乳代精算システムの共用を掲げており、平成29年度における第1段階の取り組みとして、管内13ヶ所にデータ収集ポイントを設け、電磁流量計の集乳データを中販連設置サーバーに送信し、乳業者との販売乳量照合・集乳量を販売乳量へ按分する作業・旬単位の乳成分を月間値に加重平均する作業等を中販連が一元的に実施し、それぞれの会員が行っていた業務を軽減するための「乳量データ収集システム」の構築について国の補助事業である平成29年度生乳流通体制合理化促進事業を利用して推進することが了承された。事業費は、約3,500万円を見込んでおり、補助残部分を複数年のリース対応とし中販連負担で行う。委員からの意見等は以下のとおり。

【意見等】コード番号やサンプル瓶の取り違えなどにより酪農家へのデメリットがあるならば了解しづらい。

【回答】会員段階でデータの取り違え事故があったことは承知しているので、システム的に前回データと比較しチェックをするなど工夫を行うのでご理解いただきたい。

【意見等】乳代精算システムの共用を検討するならば、まず管内のペナルティーやテーブル

基準を統一することが先決ではないか？

【回答】ペナルティーなどの統一協議も平行して行う予定、平成32年度の乳代精算システムの共用を始める前には統一しなければならない。今回の取り組みは中販連で毎日の生産状況がわかるようになる上、会員段階では事務軽減につながることなので、理事会に任せて進めさせていただきたい。

【電磁流量計の集乳データ取り出し場所】

鳥取県～大山乳業農協（既設）

島根県～安来乳業（新設）、木次乳業（新設）、島根中酪（新設）、東酪大田営業所（新設）、
東酪羽須美営業所（新設）**5箇所** 一部地域は東酪広島営業所にて収集

岡山県～鏡野CS（既設）、蒜山酪農協（既設）、オハヨー乳業（新設）、きびじ酪農運輸（新設）、
笠岡通運（新設）**3箇所**

広島県～三次CS（既設）、城南運輸（新設）、東酪広島営業所（新設）、力三才力（新設）、
広島協同乳業（新設）**4箇所**

山口県～やまぐち県酪販売輸送（新設）**1箇所**

(5)平成29年度生産基盤維持拡大対策事業について
平成29年度は前年同様の予算総額3,000万円にて実施し平成29年度版要領の変更について了承された。委員からの意見等は以下のとおり。

【意見等】広酪の特認事業の内容について詳しく述べてもらいたい。

【回答】組合独自予算と併せて実施するが、平成27年度より28年度の出荷乳量が多かった人を対象に助成額を増産乳量に対して支払う。

(6)平成28年度災害補てんと平成29年度自然災害時乳代見舞金単価について

平成28年度における災害補てんについては鳥取県並びに島根県での豪雪被害による生乳廃棄3,770kgに対して見舞金を390,932円支出したこと

を報告。平成29年度の見舞金単価については、今年度と同額の税込み103.68円/kgとして了承された。委員からの意見等は特になし。

臨時総会（4/6木 山口市）での役員補欠選任及び理事会

中国生乳販連設立時（平成12年12月14日）から16年余の長期に亘り役員を務められた福田副会長がこの度の臨時総会で退任され、大山乳業農業協同組合の小前孝夫組合長が新理事として選任されました。

また総会後の理事会で岩竹重城（広島酪農協組合長）理事が副会長に選任されました。福田副会長には在任中に賜りましたご懇情に対し厚くお礼申し上げます。



平成29年度生乳需給安定化対策 (旧名:計画生産対策)について

3月23日開催の一般社団法人中央酪農会議（以降「中央」）理事会で承認を受けた平成29年度生乳需給安定化対策（旧名：計画生産対策）について、4月5日開催の第1回中国生乳販連販売委員会及び理事会において承認を得ましたので、その概要について説明いたします。

1. 基本的な考え方

- (1)名称が、これまでの生乳計画生産・需給安定化対策から生乳需給安定化対策に変更された。
- (2)「平成27年度から3年間は生乳の増産・維持を目標とする」とした中期計画生産対策（第2期分）の最終年度の位置付けとなるが、全国的な生乳生産基盤弱体化の進行により、思うように生乳生産の回復が見込めない中、29年度も生乳需給はひっ迫傾向で推移すると予想されることから、大きな枠組み等の変更は行わないことを基本とする。
- (3)しかし、その運営内容は従来と一変させ、規制改革会議において“中央からの生産枠を規定した計画生産は生産者の経営意欲を阻害するもの”として問題視する意見があることを踏まえて、個々の生産者の「営農計画」を尊重する考え方へ移行した。
- (4)30年度以降の新たな「生乳需給安定化対策」の考え方について、現時点では明確にされていないが、29年度における変更内容を基点に個々の生産者が作成した「営農計画」の集積値を各県団体、更には指定団体における「生乳計画生産目標数量」として位置付ける方向が想定される。このため、29年度は、「生乳計画生産目標数量」達成に向け、生産者の「営農計画」に「営農実績」を収斂（達成）させていく取組みが求められる試行の年となる。

2. 中央における生産枠の考え方について

上記の通り平成29年度は生産数量管理の手法が中央主導型から酪農現場主導型に移行する初年度であり、正に試行の年となる。しかし営農計画数量に基く運営の定着、更には需給運営の指標となる数量について当分の間は中央段階からの数量提示が想定される。

当面する平成29年度枠は、28年度同様に当面は3段重ねの構図が提示された。

「生乳計画生産目標数量」 = 『販売基準数量』 + 『選択的拡大生産数量』 + 『特別調整乳数量』
 「供給目標数量」 = 『販売基準数量』 + 『特別調整乳数量』

(1)『販売基準数量』

- ・Jミルク需給見通しに基づき、全国総量6,635,878トン（28年度供給目標数量見込み対比100%）
- ・各指定団体へは、牛乳等向け及び乳製品向け用途に対する販売実績及び生乳需給の要素を加味しつつ、28年度実績に応じて、平成29年5月23日までに中央より配分。
- ・中国生乳販連への29年度割当数量は275,315トン（2月1日時点の中央試算、内示相当量）

(2)『選択的拡大生産数量』

- ・生乳生産量の安定的な確保を期待する地域や経営の発展等を図る観点から、生産枠の拡大を希望する指定団体に対して、チーズ・全乳哺育向けや通常の国内生乳市場と区分した輸入調製品との置き換え等によって新たに生乳需要を計画的に創出する数量で、かつ、実績の確認ができる数量を設定（※28年度の考え方と同じ）。
- ・指定団体から中央への申請により配分。申請期日は平成29年6月末日。
- ・中国生乳販連では、チーズ向け400トン（前年度同量）を申請する。

(3)『特別調整乳数量』

- ・28年度以前はJミルク需給見通しに基づき中央で設定したが、29年度においては営農計画数量の反映も含めて各指定団体から中央へ報告のあった「生乳計画生産目標数量」から『販売基準数量』及び『選択的拡大生産数量』を控除した後に残った数量を『特別調整乳数量』として設定する。

・『特別調整乳数量』は、万一29年度内に生乳需給が緩和して生乳流通の混乱発生が見込まれる等の予期せぬ需給変動に対して過剰回避対策実施等の弾力的な対応を図ることを前提に設定される数量枠（※28年度の考え方と同じ）。

・中央への報告期日は平成29年6月末日。

(4) 『新規就農枠数量』

・『販売基準数量』の内数として全国総量20,000トンを設定し、希望する指定団体に配分。
・報告期日は平成29年6月末日。

(5) 「供給目標数量」に対する計画生産実績の超過・未達の措置

・超過・未達に係るペナルティ等の措置は休止。
・但し、年度途中に大きな需給の変化があった場合には、中央にて別途検討する。

(6) 「生乳計画生産目標数量」の期中における変更

・目標数量の期中の変更、指定団体間調整は休止。
・但し、年度途中に大きな需給の変化があった場合には、中央にて別途検討する。

3. 中国生乳販連における生産枠の考え方について

・全国的な生産基盤の弱体化が進む中、安定した生乳供給量の確保は切実な問題となっており、指定団体は、会員等と連携して「生乳計画生産目標数量」の達成に向け、生産基盤強化の取り組みを推進していく必要がある。
・「供給目標数量」に対する①実績の超過・未達の停止措置②期中の目標数量の変更や指定

団体間調整についても休止③29年度実績が結果として29年度「生乳計画生産目標数量」に置き換わる。このため『販売基準数量』、『特別調整乳数量』、『選択的拡大生産数量』に表示区分された数量の管理は29年度をもって実質消滅することとなる。

・現時点で明確となっている中国生乳販連の29年度割当数量は中央配分の『販売基準数量』275,315トン（28年度実績確定段階で全国修正有り）、及び『選択的拡大生産数量』としてチーズ向け400トン、都合「供給目標数量」275,715トン（28年度受託実績見込み対比100%）である（以下、「中央配分数量」）。

・6月末に中央へ報告する29年度の「生乳計画生産目標数量」としては、管内の生乳生産基盤の動向・予察等において妥当と想定される「中央配分数量」275,715トン（28年度実績確定段階で全国修正有り）を充てることとする。
⇒表1参照

・一方、①平成30年度からの「生乳需給安定化対策」は、生産現場からの積上げ方式が想定されていること、②全国的な生産基盤の弱体化の進行により、生乳供給量力の強化が切実な問題となっていること、等の醸成を踏まえ中国生乳販連は29年度に会員からの積上げによる数量（以下、「会員積上げ数量」）を設定・運営への取組みを通して「営農計画」と「営農実績」との収斂（達成）に向けた意識付けの醸成に努めるものとする。

【表1】平成29年度生乳計画生産目標数量（「中央配分数量」に基づく試算）

	H28受託実績〔確定〕					H29計画生産目標量								
	ア	対前年実績(H27)	H28計画対比	計画未達数量	構成比率	a=b+e	対前年実績(H28)	a／ア	供給目標数量				特別調製乳d	選択的拡大量e
									対前年実績(H28)	販売基準数量	対前年実績(H28)	新規就農枠		
鳥取	55,527	99.7%	△	△	20.2%	55,686	100.3%	55,605	100.1%	55,605	100.1%	0	0	81
島根	66,010	102.0%			24.0%	66,199	100.3%	66,103	100.1%	66,103	100.1%	0	0	96
岡山	90,137	96.4%			32.8%	90,394	100.3%	90,263	100.1%	90,263	100.1%	0	0	131
広島	47,371	97.5%			17.2%	47,507	100.3%	47,438	100.1%	47,438	100.1%	0	0	69
山口	15,885	115.6%			5.8%	15,930	100.3%	15,907	100.1%	15,907	100.1%	0	0	23
合計	274,931	99.5%	99.7%	-815	100%	275,716	100.3%	275,315	100.1%	275,315	100.1%	0	0	400
山酪	10,545	94.7%	△	△	3.8%	10,575	100.3%	10,560	100.1%	10,560	100.1%	0	0	15
防酪	5,340	204.3%			1.9%	5,355	100.3%	5,347	100.1%	5,347	100.1%	0	0	8

※上表のH29年度販売基準数量275,315トンは、H29.2.21時点の中酪試算による見込み数量

平成29年度生乳受託販売事業に係る 負担経費等

平成29年度の生乳受託販売業の実施に伴う乳代精算時の控除対象となる経費（手数料および生乳共販経費等）について、説明します。

1. 中国生乳販連の組織運営に係る経費〔前年度同単価〕

(1)中国生乳販連の組織運営（A）…………販売手数料

(2)5県共販に係る業務運営（B）…………販売経費（集乳経費、送乳経費、CS経費、生乳検査経費）及び全国連再委託手数料

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
A 中販連販売手数料	0.260	全生乳	組織運営に係る経費。平成21年10月1日改正(0.1円引上)
5県販売経費	集乳経費	全生乳	会員との業務委託により輸送業者に支払い
	送乳経費	全生乳	中販連が輸送業者に支払い
	CS経費	全生乳	中販連指定のCSを所有する会員等に支払い
	生乳検査経費	全生乳	岡山県畜産協会(検査委託先)に支払い
	全国連手数料	実費精算	中販連が再委託した生乳代金の0.3% ：平成28年度12月末実績=0.09円/kg
	B 小計	=5.397	想定経費**：5.307+0.09=5.397円 ※平成28年度12月末実績の全国連手数料を適用して試算

参考：全生乳換算(試算値)=5.657円/kg…………①

(注) 消費税の取り扱い：A及びBは外税。

2. 生産基盤維持対策、生乳需要安定化対策(旧計画生産対策)及び酪農理解醸成活動等の中国生乳販連で取り組む事業に係る経費

(1)生産基盤活性化対策資金の運営（C）〔前年度同単価〕

………… ⑦生産基盤維持・拡大への対応

………… ⑧災害時の見舞金制度

………… ⑨計画生産運用途上における需給変動への対応

(2)酪農理解醸成活動事業への取組（D）〔前年度同単価〕

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
C 生産基盤活性化対策事業	(0.120)	全生乳	計画生産運用途上における需給変動への対応及び生産基盤維持・拡大と生乳需要促進対策への対応
	(0.050)	全生乳	自然災害による生乳廃棄に対する見舞金制度
D 酪農理解醸成活動事業	0.170	全生乳	平成23年9月28日上記2事業への分離を制定
	0.050	飲用等向け*	乳価交渉及び牛乳需要喚起等に係る経費 平成26年度より新規(=全生乳換算0.047円/kg)

参考：全生乳換算(試算値)=0.217円/kg…………②

(注) 消費税の取り扱い：C及びDは不課税。Dは内税。

中販連預り金（C、D）については、年度終了後に未使用金を返還する。

3. 季節別乳価対策の運営に係る経費

(1)平成29年度季節別乳価対策の運営（E）〔前年度同単価〕

………… 不需要期の拠出金及び需要期の奨励金による需要期生産比率の向上に取り組む経費

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
E 季節別乳価対策	不需要期	2.000	需要期における生乳生産比率の向上に取り組む対策 不需要期乳量×2円の拠出金、需要期乳量×2円の奨励金 〔不需要期：4～5月、12～3月、需要期：6～11月〕
	需要期	-2.000	全生乳

参考：全生乳換算(試算値)=0円/kg…………③

(注) 消費税の取り扱い：Eは不課税。

4. 全国組織関連事業項目に係る経費（拠出金）

全国の酪農組織が連帯して取り組む事業（F～K）

……………中央酪農会議及び日本酪農乳業協会（Jミルク）への拠出金

(1) 中央酪農会議拠出分〔前年度同単価〕

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
F 需給調整機能強化 全国支援事業	0.010	全生乳	生乳供給情報システムサーバー維持・保守等
G 牛乳消費促進対策事業	0.100	飲用等向け*	「MILK・JAPAN」事業。△全生乳換算0.094円/kg
H 酪農理解促進広報事業	0.040	全生乳	酪農教育ファーム関連活動及び消費者交流等、及びミルククラブ等を通じた情報発信
I BSE対策等互助基金	0.010	全生乳	BSE発生農家への経営継続支援及びポジティブリスト管理物質定期的検査における被害農家の損害補填等

参考：全生乳換算（試算値）△0.154円/kg…………④

（注）消費税の取り扱い：F及びIは不課税。G及びHは内税。

(2) Jミルク拠出分〔前年度同単価〕

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
J 飲用等向け	0.050	飲用等向け*	△全生乳換算0.047円/kg
K 乳製品向け	0.020	乳製品向け*	△全生乳換算0.001円/kg
参考：全生乳換算（試算値）△0.048円/kg…………⑤			Jミルクの実施する普及及び流通関連事業（生廻同額拠出）

（注）消費税の取り扱い：J及びKは内税。

5. 酪農政策施行に係る積立金の拠出金

〔生クリーム向けを加え一本化した加工原料乳において算出した新単価を仮置き〕

項目名	単価(円/kg)	対象用途	運用内容等
L 加工原料乳生産者 経営安定対策	0.200	脱粉・バター向け チーズ向け 生クリーム向け	加工原料乳価格の低落時における補填 生産者：国=1：3の割合で生産者基金を造成 平成28年度以前は、加工原料乳 1kg当たり0.250円
参考：全生乳換算（試算値）△0.009円/kg…………⑥			〈参考〉 H28 △0.006円/kg

（注）消費税の取り扱い：Lは不課税 ◎本事業に係る積立金は毎月内示、拠出は四半期単位。

6. 控除・拠出金合計

控除実行の対象項目・単価及び対象用途等：A、B、C、D、F、G、H、I、J、K、L

＜参考＞ 全生乳換算合計（試算値） ①+②+③+④+⑤+⑥△6.084円/kg

〈参考〉 H28 △6.082円/kg

※対象用途の説明 …………… 《飲用等向け》：飲用牛乳（含・学乳）+醸酵乳等

《乳製品向け》：加工+チーズ+生クリーム等

中販連生乳受託販売実績報告

【i】 平成28年度乳価推移

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	本年度累計
H28	販売乳量(kg)	71,981,119.7	67,424,492.1	67,986,052.9	68,223,209.0
	プール乳価	110.8514	110.7450	110.9433	110.3542
	成分加算金単価	2.1262	1.7861	2.3644	2.6940
	補給金	0.4085	0.1907	0.3746	0.5970
	合計(a)	113.3861	112.7218	113.6824	113.6451
H27	販売乳量(kg)	71,142,308.5	67,237,066.3	68,195,996.5	70,323,892.0
	プール乳価	110.5725	110.6367	110.9514	110.1578
	成分加算金単価	2.0162	1.7974	2.5445	2.7631
	補給金	0.4836	0.2184	0.3557	0.5957
	合計(b)	113.0723	112.6526	113.8516	113.5165
	前年との比較 a-b	0.3139	0.0692	-0.1692	0.1286
					0.0857

【ii】平成28年度生乳受託実績の推移 ※広島県の公共機関の数量は含みません。 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年比
鳥取	4,779	4,868	4,593	4,608	4,504	4,434	4,591	4,483	4,693	4,777	4,329	4,868	55,527	99.7%
島根	5,688	5,872	5,498	5,481	5,331	5,334	5,547	5,357	5,496	5,643	5,107	5,657	66,011	102.0%
岡山	8,128	8,322	7,649	7,520	7,205	7,122	7,364	7,158	7,442	7,534	6,907	7,786	90,137	96.4%
広島	4,066	4,251	3,996	4,058	3,965	3,819	3,959	3,819	3,931	3,941	3,585	3,981	47,371	97.5%
山口	1,368	1,403	1,324	1,326	1,288	1,271	1,325	1,300	1,344	1,346	1,215	1,375	15,885	115.6%
計	24,029	24,715	23,060	22,993	22,292	21,981	22,787	22,117	22,906	23,240	21,144	23,667	274,931	99.5%

【iii】生乳用途別販売実績の推移 ※公共機関の数量を含んでいます。 (単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年比
飲用向	15,837	15,980	14,677	15,560	15,876	14,307	14,921	14,209	14,993	15,197	13,439	15,336	180,331	102.0%
学乳向	1,592	1,973	2,455	1,395	110	2,124	2,184	2,249	1,758	1,842	2,307	1,582	21,569	98.8%
醸酵乳向	4,660	4,936	4,907	4,997	5,131	4,496	4,622	4,387	4,231	4,367	3,881	4,609	55,223	92.8%
牛クリーム向	972	963	751	823	863	760	764	778	921	853	749	898	10,096	101.6%
チーズ向	34	35	35	36	37	35	39	35	32	31	31	36	414	103.2%
加工向	994	890	291	239	330	309	315	519	1,030	1,008	761	1,267	7,952	94.3%
計	24,089	24,776	23,116	23,048	22,346	22,030	22,844	22,177	22,965	23,298	21,168	23,727	275,585	99.5%

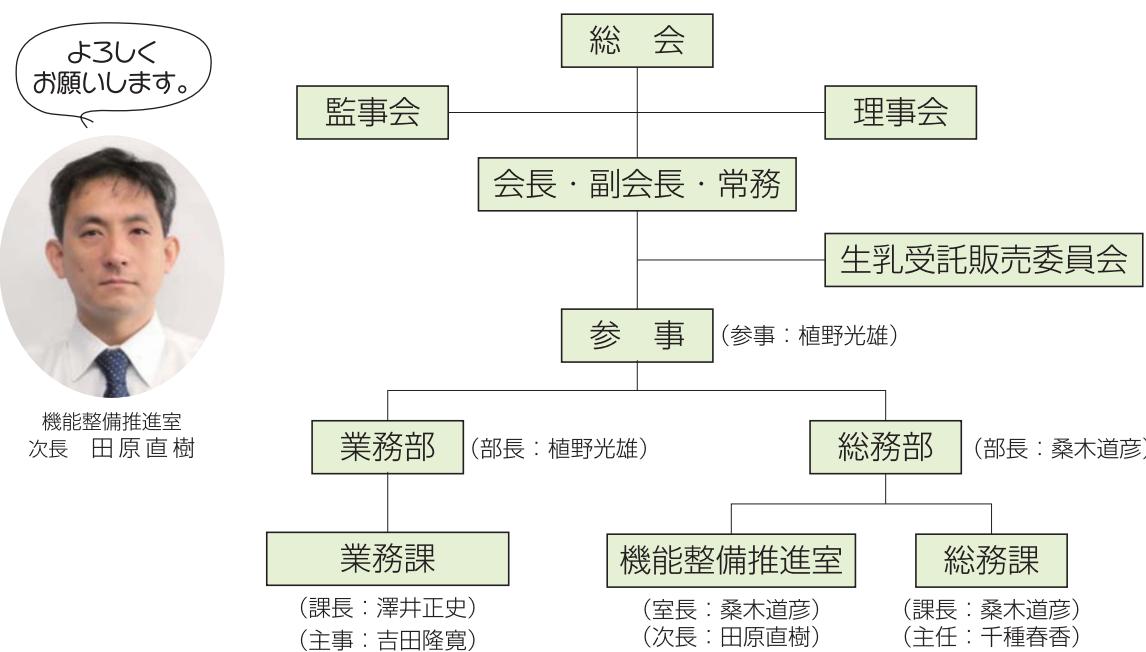
【iv】生乳出荷者戸数の推移 (単位: 戸)

	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	減少戸数
鳥取	220	216	203	186	175	169	159	146	139	136	127	△9
島根	193	172	166	158	153	145	136	127	112	108	104	△4
岡山	444	410	382	362	343	331	317	297	273	254	245	△9
広島	211	200	187	181	174	165	158	149	138	135	130	△5
山口	94	86	83	78	69	66	62	60	57	55	52	△3
計	1,162	1,084	1,021	965	914	876	832	779	719	688	658	△30

編集・発行人 ● 中国生乳販売農業協同組合連合会
 ○ 〒700-0984 岡山県岡山市北区桑田町一番二〇号 岡山県農業共済会館四階

FAX TEL ○ 086-1111-1111
 URL ○ 086-1111-1111
 http://www.dairy.co.jp/chugoku/

中国生乳販連平成29年度機構図 (平成29年4月1日付け人事異動)



※出向 総務部付 課長待遇 宇谷 修 (岡山県畜産協会、生乳検査センター)

※被出向 桑木道彦 (おかやま酪農協からの出向)、田原直樹 (山口県酪農からの出向)